

『司法通訳 - Q & A で学ぶ通訳現場』

渡辺 修・長尾ひろみ・水野真木子 共著

(松柏社、2004年2月)

法科大学院 院長 渡辺 修

“Didn't you hit her with the bat?”

“Yes”

こんな簡単な英会話だが、答の「はい」は、結局何を認めるハイなのか。彼は、彼女をバットで殴ったのか、殴らなかったのか。大学入試にでるような英会話。それを正確に通訳できなければ、刑事裁判の場面では、被告人が殺人や傷害で有罪になったり無罪になる。「はい」を正確に訳せないと、大学進学どころか刑務所に行かなければならない。

『司法通訳』。聞き慣れない言葉だと思う。今、我が国の裁判所には、たくさんの外国人が被告人となって有罪か無罪かを裁かれている。日本語が分からない彼らに裁判の意味を伝えるプロが必要だ。彼ら・彼女らの役割を司法通訳といい、彼ら・彼女らを司法通訳人と呼ぶ。

外国人が我が国で適正・公正な裁判を受けるためには、公正で正確な通訳が不可欠である。しかし、海に囲まれた国・日本では、コミュニケーションによる意思疎通の文化が薄い。通訳や翻訳は高度の専門性を要するものとは考えられず、どこか軽い位置づけになっている。会話学校に行く動機—「日常会話程度ができるようになれば、」。

では、「覚せい剤をアルミホイルに少し載せて、下から100円ライターを弱火にしてあぶって、煙を胸いっぱいすった」と訳すのに、どれだけの語学力が要するのか想像してみしてほしい。これが覚せい剤中毒になった者の「日常会話」であり、刑事裁判で登場する言葉なのだ。

司法通訳『プロフェッショナリズム』。これを確立しなければ、我が国刑事裁判は世界先進

国の目から見ると、暗黒に閉ざされた場と非難を浴びる。この本は、そんな危機感から生まれた。

10年ほど筆者ら3人は司法通訳人トレーニング・プログラムの開発に取り組み、いろいろな研修を実施してきた。外国の司法通訳の実情と通訳人の養成、資格認定についても調査をした。ドイツ、フランス、オーストラリア、イギリス、スペインなどなど。

そうした研究成果を踏まえて、三本柱のトレーニングキットを策定し、とりまとめたのが本書である。法律の専門知識の習得、異文化表現を含む各種専門用語と日常用語の通訳技法の習得、プロとしての職業倫理の確立。

一例を示そう。

裁判官が通訳人に質問をした。「あの国では、知らない人を『にいさん』と呼んだりするのですか」。こんなとき、通訳人が「たいへん親しい間であれば、そう呼びます」などど生半可な知識をひけらかすことがある。そのひと言が親密な人間関係、つまり共犯を裏付けることとなる。本書は、そんな通訳人の態度を戒める。通訳専念義務である。専門性のない文化論・文化人類学は、そのプロに聞くべきである。通訳の技法を超える異文化自体の解説は、通訳人の専門外だ。「専門外ですので、お答えできかねます」。先の質問にはこう答えるのが基本だ。

かくして、職業倫理に裏付けられた通訳人が我が国の法廷に立たなければならない。本書は、そんな司法通訳への道を示すものである。一読を！